

共愛学園前橋国際大学における公的研究費の不正防止案

共愛学園前橋国際大学（以下「本学」という。）は、本学における公的研究費の管理・監査の基本方針に基づく具体的な対策として、不正を発生させる要因に対する不正防止案を策定し、公的研究費の公正かつ適正な運営及び管理を図るものとする。

(1) 責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
公的研究費の運営・管理に関する責任体系が明確でない。	「共愛学園前橋国際大学 公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、責任体系を明確に定め、ガイドラインに基づく管理体制を策定の上、本学ホームページにて学外に周知する。
責任者等の交代による、後任者の権限等の認識不足	責任者等の交代にあたっては、十分な引継ぎを行うほか、担当部署からも説明を行う。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
公的研究費の使用ルールと運用実態が乖離する	公的研究費の取扱いに関わる諸規程について、運用の実態と乖離がないか毎年見直しを行い、適宜修正する。
公的研究費に対する認識が不足している。	公的研究費に関わる全ての教職員を対象に、コンプライアンス研修を定期的に行い、公的研究費の使用に関する行動規範等の周知徹底を図るとともに、受講状況を確認する。
公的研究費の使用ルールについて理解が不足し、違反であるとの意識がないままルール違反を行う。	公的研究費に関わる全ての教職員には「共愛学園前橋国際大学 科学研究費補助金取扱規定」、「科研費執行マニュアル」、「科研費執行（フロー図）」を周知徹底する。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正防止計画に関する啓発活動の不足。	不正防止計画策定のうえ、統括管理責任者と共に、コンプライアンス教育、啓発活動の実施について検討し、コンプライアンス

	推進責任者に対して啓発活動の積極的、定期的な実施を求める。
--	-------------------------------

(4) 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
出張の事実確認等が不十分である。	出張報告書、航空券の半券、宿泊料の領収書、研究会の開催記録等、実際に出張が行われたことの証明書類を必ず提出する。
発注先が集中し業者との癒着が生じる。	取引業者と研究者の癒着防止のため、物品発注の際、10万円以上の場合は相見積を義務付ける。また、一回の取引金額が30万円以上の場合か、委託契約等を結ぶ場合は、取引業者に不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。
換金性の高い物品の管理についての取組が不十分である。	換金性の高い物品については、備品に準じた取扱基準を定め、適切に管理する。
年度末に予算執行が集中することで、故意でない不正が発生する。	予算執行状況について、事務職員は適宜研究者へ通知し、執行状況に遅れが認められる場合は状況を確認し改善を促す。
非常勤雇用者等の勤務状況等の雇用管理が研究者任せになる。	非常勤雇用者（アルバイト者）本人が勤務日、時間数が入力された勤務表を提出する。

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	防止計画
学内外からの不正告発・相談を受け付ける窓口の周知が不十分である。	ホームページにて、通報・相談窓口を学内外に周知する。

(6) モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
監査体制及び不正防止計画が適正なものになっていない。	監事及び内部監査室と意見交換等により相互連携を図り、効果的な監査を実施する。